

令和5年度
指導監査等結果報告書

令和6年6月
子ども・福祉部

目 次

	ページ
1 令和5年度の指導監査の取組	1
2 社会福祉法人及び社会福祉施設	3
3 介護保険サービス事業所	9
4 障害福祉サービス事業所	13
5 行政監査	17
6 公益法人等立入検査	17

1 令和5年度の指導監査の取組

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス提供事業者等に対して行っている本県の監査・指導については、実地による監査を基本としており、毎年度多数の指摘を行い、利用者が安心できるよう改善を求めています。

しかし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉監査の基本である対面・現地での監査実施に支障が出る状況となったため、「新たな日常」に対応し、事務改善を中心とした監査・指導の指針により、従来からの実地による監査に加え、ICTを活用したオンラインによる監査も併用するとともに、動画配信による集団指導等により、効率的・効果的な手法を用いて監査・指導を実施しました。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

① 社会福祉法人指導監査

社会福祉法人の指導監査は、法定受託事務であることから、厚生労働省の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮のうえ、法人の了承のもと、感染防止対策を十分に行ったうえで、実地での指導監査を実施しました。

② 社会福祉施設指導監査

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、実地による監査とWeb会議システムを活用したオンラインによる監査を組み合わせることで指導監査を実施しました。

③ 県・市連絡会議、社会福祉法人運営研修会

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等の円滑化、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、Web会議システムを活用して県・市連絡会議を開催しました。

また、毎年、市と合同で開催している社会福祉法人役員及び幹部職員を対象とする社会福祉法人運営研修会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、集合での会場開催に代えて、令和5年4月に、三重県インターネット放送局で動画配信を行うことにより、社会福祉法人の運営に関する周知を図りました。

(2) 介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の指導

① 集団指導

令和5年5月に、三重県インターネット放送局で動画配信を行い、動画を視聴した事業所が報告書等を提出することで、集団指導への参加を確認しました。

② 運営指導・実地指導

通常の事業所で行う運営指導・実地指導に加えて、Web会議システムを活用したオンラインによる指導を実施するなど、より効率的、効果的な指導手法を創意工夫し、運営指導・実地指導を実施しました。

2 社会福祉法人及び社会福祉施設

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査

「令和5年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(令和5年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

(2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人 (令和6年3月31日現在)

対象数	実施数
104	12

(注) 対象数は、令和5年4月1日現在の三重県所轄法人数です。

② 社会福祉施設 (令和6年3月31日現在)

区分	対象数	実施数
生活保護施設	3	0
婦人保護施設	1	0
児童福祉施設 (うち保育所334、認定こども園92)	445	445 (うち保育所334、認定こども園92)
老人福祉施設等	503	41
障害者支援施設	39	12
計	991	498

(注) 対象数は、令和5年4月1日現在の施設数で休止等の施設数は除きます。

(3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

① 社会福祉法人関係

社会福祉法等に基づく指導監査を実施した12法人のうち、12法人に対し、74件の指摘を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 「法人運営」に関するもの 39件（52.7%）

- ・評議員会又は理事会の招集及び決議が適正に行われていない。
- ・評議員、理事又は監事になることができない者、適当でない者が選任されている。
- ・理事として含まれていなければならない者が、選任されていない。
- ・監事の選任又は解任が適切に行われていない。

イ 「事業」に関するもの 3件（4.1%）

- ・定款に従って事業を実施していない。

ウ 「管理」に関するもの 32件（43.2%）

- ・会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理が行われていない。
- ・経理規程が正しく制定されていない。
- ・会計帳簿類が適正に整備されていない。
- ・計算書類等が法令に基づき適正に作成されていない。
- ・登記の必要な事項が期限までに行われていない。
- ・契約業務等が適正に行われていない。

② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した498施設のうち、365施設に1,005件の指摘を行いました。主な内容は次のとおりです。

ア 適切な利用者支援の確保に関するもの 37件（3.7%）

- ・定期の健康診断、衛生管理、感染症等に対する対策が適切に行われていない。
- ・事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。

イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 968件（96.3%）

- ・管理規程等必要な規程の整備及び運用が適切に行われていない。
- ・労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。

- ・職員への健康診断等、健康管理が適切に実施されていない。
- ・防災対策が適切に行われていない。
- ・消火訓練及び避難訓練が適切に行われていない。

表1 社会福祉法人の指摘項目及び件数 (令和6年3月31日現在)

社会福祉法人	指 摘 項 目	指 摘 件 数
実施 12法人 指摘 12法人	I 法人運営	39 (52.7%)
	1 定款	1
	2 内部管理体制	0
	3 評議員・評議員会	13
	4 理事	7
	5 監事	5
	6 理事会	10
	7 会計監査人	0
	8 役員等の報酬	3
	II 事業	3 (4.1%)
	1 事業一般	3
	2 社会福祉事業	0
	3 公益事業	0
	4 収益事業	0
III 管理	32 (43.2%)	
1 人事管理	2	
2 資産管理	3	
3 会計管理	17	
4 その他	10	
計		74 (100.0%)

表2 社会福祉施設の指摘項目及び件数 (令和6年3月31日現在)

指摘項目	適切な利用者支援の確保			施設運営の 適正な実施の確保			計
	利用者支 援の充実	生活環境 等の確保	自立への 支援援助 その他	運営管理 体制の確 立	職員の確 保、処遇 充実	防災対策 への取組 その他	
生活保護施設	0	0	0	0	0	0	0
婦人保護施設※1	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設※2	30	3	0	286	326	236	881
老人福祉施設等※3	1	0	0	58	38	12	109
障害者支援施設	3	0	0	2	7	3	15
計	34 (3.4%)	3 (0.3%)	0 (0%)	346 (34.4%)	371 (36.9%)	251 (25.0%)	1,005 (100.0%)
実施498施設 指摘365施設	37 (3.7%)			968 (96.3%)			

(注) ※1 令和6年4月1日からは「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以

下「女性支援新法」という。)の施行により、売春防止法の一部規定が廃止等されることに伴い、女性支援新法第12条に基づく婦人保護施設は「女性自立支援施設」に名称変更されます。

※2 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設です。

※3 老人福祉施設等とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び無料低額介護老人保健施設です。

(構成比%) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

(4) 確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については、継続的な指導を行い、法人や施設に自主的な改善を求めています。

なお、令和5年度は対象となる法人はありませんでした。

また、令和5年度に特別監査を実施した1施設を含め、2施設に対して実施しました。

(5) 特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に対しては、随時特別監査を実施しています。

なお、令和5年度は1法人(当該法人所管の8施設を含む。)及び1施設に対して実施しました。

(6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員解職を除く。)をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

なお、令和5年度は対象となる法人はありませんでした。

(7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告し、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

なお、令和5年度は対象となる法人はありませんでした。

(8) 市町との連携について

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等が円滑に進むよう支援するとともに、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、「県・市連絡会議」を3回開催しました。

なお、同会議は、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を考慮し、Web会議システムを活用して開催しました

さらに、市による法人指導監査と県による施設等指導監査を合同で実施することにより、監査対応に係る社会福祉法人等の負担軽減にも取り組みました。

会議名	開催日	出席
第1回県・市連絡会議	令和5年 4月18日	県、14市
第2回県・市連絡会議	令和5年12月11日	県、12市
第3回県・市連絡会議	令和6年 3月21日	県、11市

(参考)

各所轄庁の社会福祉法人数及び社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉法人数	所轄社会福祉施設数
津市	4 1	—
四日市市	3 3	—
伊勢市	2 3	—
松阪市	2 8	—
桑名市	1 8	—
鈴鹿市	3 0	—
名張市	8	—
尾鷲市	2	—
亀山市	8	—
鳥羽市	3	—
熊野市	5	—
いなべ市	8	—
志摩市	3	—
伊賀市	9	—
三重県	1 0 4	9 9 1
愛知県	1	—
岐阜県	1	—
奈良県	2	—
和歌山県	1	—
国	1	—
計	3 2 9	

- (注) 1 所轄社会福祉法人数は、令和5年4月1日現在
2 所轄社会福祉施設数は、令和5年4月1日現在
3 国・他県・市の所轄となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設
9 9 1施設の指導監査は、三重県が実施します。

3 介護保険サービス事業所

(1) 介護保険サービス事業所の指導及び監査

「令和5年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の運営指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては、指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては、随時監査を実施しました。

そのほか、インターネット上での動画配信により集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(令和5年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか。等）
- ② 虐待行為の状況について（職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか。）
- ③ 感染症等対策について（衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。）
- ④ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービス提供、身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか。等）
- ⑤ 危機管理への取組について（火災、地震、風水害等発生時における防災対策、侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じているか。等）
- ⑥ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について（住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか。）
- ⑦ 職場におけるハラスメント対策について（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。）

(2) 実施状況

指導の実施状況は、次表のとおりです。

対象となる3,397施設・事業所のうち、通常型運営指導を131（3.9%）施設・事業所、オンライン型運営指導を104（3.1%）事業所に対して実施し

ました。

また、集団指導（動画配信）を2, 795（82.3%）施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表3 指導の実施状況

（令和6年3月31日現在）

区分	対象数	集団指導 実施数	運営指導実施数		
			通常型	オンライン 型	計
（介護給付サービス事業）					
訪問介護事業所	621	498	38	0	38
訪問入浴介護事業所	23	23	1	0	1
訪問看護事業所	226	167	6	0	6
訪問リハビリテーション事業所	30	30	0	0	0
居宅療養管理指導事業所	1	0	0	0	0
通所介護事業所	481	481	26	0	26
通所リハビリテーション事業所	125	97	1	0	1
短期入所生活介護事業所	223	176	14	0	14
短期入所療養介護事業所	81	36	1	0	1
特定施設入居者生活介護事業所	61	55	2	0	2
福祉用具貸与事業所	136	103	3	26	29
特定福祉用具販売事業所	137	100	3	26	29
介護老人福祉施設	166	166	7	0	7
介護老人保健施設	76	71	1	0	1
介護療養型医療施設	2	2	0	0	0
介護医療院	6	6	0	0	0
小計	2,395	2,011	103	52	155
（予防給付サービス事業）					
訪問入浴介護事業所	24	24	1	0	1
訪問看護事業所	214	167	4	0	4
訪問リハビリテーション事業所	29	29	0	0	0
居宅療養管理指導事業所	1	0	0	0	0
通所リハビリテーション事業所	126	97	1	0	1
短期入所生活介護事業所	206	176	13	0	13
短期入所療養介護事業所	77	36	1	0	1
特定施設入居者生活介護事業所	52	52	2	0	2

区分	対象数	集団指導 実施数	運営指導実施数		
			通常型	オンライン 型	計
福祉用具貸与事業所	136	103	3	26	29
特定福祉用具販売事業所	137	100	3	26	29
小計	1,002	784	28	52	80
計	3,397	2,795	131	104	235

(注)「対象数」は、令和5年4月1日現在の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を含む。)です。

(3) 運営指導結果

① 介護給付サービス事業分

運営指導を実施した155施設・事業所のうち、153施設・事業所に720件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

ア 人員基準に関するもの

6件(0.8%)

- ・訪問介護員等の配置が適切でない。

イ 運営基準に関するもの

689件(95.7%)

- ・運営規程に定めるべき事項を定めていない。
- ・セクハラ、パワハラ等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
- ・感染症又は非常災害発生時における業務継続計画を策定していない。
- ・感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。
- ・秘密保持について、職員及び職員であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、誓約書を徴する等の必要な措置を講じていない。
- ・苦情相談窓口の表示が適切でない。
- ・虐待の発生又は再発を防止するための指針を整備していない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。

ウ 介護給付費の算定に関するもの

11件(1.5%)

- ・特定事業所加算に係る研修計画が明確でない。
- ・初回加算について、サービス提供責任者が同行したことを記録していない。
- ・個別機能訓練加算に係る記録が明確でない。
- ・介護職員処遇改善加算に係るキャリアパス要件を定めていない。

② 予防給付サービス事業分

運営指導を実施した80事業所のうち、77事業所に322件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

ア 運営基準に関するもの **317件（98.4%）**

主な指導内容は、前期介護給付サービス事業分と同様です。

なお、令和5年度運営指導等における、介護給付費の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額（円）
4	24,067,540

（注）令和6年4月末までに確定した金額です。

表4 介護給付サービス事業に係る指摘件数（運営指導分）（令和6年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費 の算定	その他	計
訪問介護事業所		6	204	5	2	217
訪問入浴介護事業所		0	2	0	1	3
訪問看護事業所		0	18	0	0	18
通所介護事業所		0	130	6	5	141
通所リハビリテーション事業所		0	4	0	0	4
短期入所生活介護事業所		0	51	0	2	53
短期入所療養介護事業所		0	4	0	0	4
特定施設入居者生活介護事業所		0	8	0	1	9
福祉用具貸与事業所		0	127	0	1	128
特定福祉用具販売事業所		0	118	0	1	119
介護老人福祉施設		0	18	0	1	19
介護老人保健施設		0	5	0	0	5
計						
〔 実施 155 施設・事業所 〕		6	689	11	14	720
〔 指摘 153 施設・事業所 〕		(0.8%)	(95.7%)	(1.5%)	(1.9%)	(100.0%)

（注）構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

表5 予防給付サービス事業に係る指摘件数（運営指導分）（令和6年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費 の算定	その他	計
訪問看護事業所		0	8	0	0	8
通所リハビリテーション事業所		0	4	0	0	4
短期入所生活介護事業所		0	48	0	2	50
短期入所療養介護事業所		0	4	0	0	4
特定施設入居者生活介護事業所		0	8	0	1	9
福祉用具貸与事業所		0	127	0	1	128
特定福祉用具販売事業所		0	118	0	1	119

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費 の算定	その他	計
計 〔 実施 80 事業所 指摘 77 事業所 〕		0 (0.0%)	317 (98.4%)	0 (0.0%)	5 (1.6%)	322 (100.0%)

表6 有料老人ホームに係る指摘件数（一般検査分）

（令和6年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員指針 関係	運営指針 関係	その他	計
有料老人ホーム		0	195	0	195

（4）監査結果

事業運営に不正等が疑われた1事業者の1事業所に随時監査を実施し、継続して調査しています。

4 障害福祉サービス事業所

（1）障害福祉サービス事業所の指導及び監査

「令和5年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、障害福祉サービス事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や給付費請求の事務処理に誤りがあった事業所に対しては、指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる施設・事業所に対しては、随時監査を実施しました。

そのほか、インターネット上での動画配信により集団指導（講習会）を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

（令和5年度指導・監査実施方針の重点項目）

- ① 法令遵守の状況について（人員・運営基準等に基づき運営され、適正な報酬の請求が行われているか。等）
- ② 虐待行為の状況について（職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか。）
- ③ 感染症等対策について（衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。）
- ④ サービスの質の確保・向上について（個々の計画に沿ったサービス提供、利用者の人権擁護、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行われているか。等）
- ⑤ 危機管理への取組について（火災、地震、風水害等発生時における防災対

策、侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な措置を講じているか。等）

- ⑥ 就労継続支援A型事業所の運営状況について（利用者に支払う賃金が自立支援給付から支払われているか。等）
- ⑦ 放課後等デイサービス事業所の運営状況について（「放課後等デイサービスガイドライン」が遵守されているか。等）
- ⑧ 就労系サービスにおける経理処理の状況について（経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか。）
- ⑨ 職場におけるハラスメント対策について（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。）
- ⑩ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所における障がい児の安全対策について（安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じているか。等）

（２）実施状況

指導の実施状況は、次表のとおりです。

対象となる2,289施設・事業所のうち、通常型実地指導を91(4.0%)事業所に対して実施しました。

また、集団指導（動画配信）を1,971(86.1%)施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

表7 指導の実施状況

（令和6年3月31日現在）

区分	対象数	集団指導 実施数	実地指導実施数		
			通常型	オンライン 型	計
居宅介護事業所	326	269	14	0	14
重度訪問介護事業所	223	151	9	0	9
同行援護事業所	82	68	2	0	2
行動援護事業所	24	24	3	0	3
療養介護事業所	5	4	0	0	0
生活介護事業所	221	190	3	0	3
短期入所事業所	121	104	0	0	0
自立訓練（機能訓練）事業所	1	1	0	0	0
自立訓練（生活訓練）事業所	21	18	0	0	0
就労移行支援事業所	37	33	1	0	1

区分	対象数	集団指導 実施数	実地指導実施数		
			通常型	オンライン 型	計
就労継続支援（A型）事業所	82	75	5	0	5
就労継続支援（B型）事業所	289	265	10	0	10
就労定着支援事業所	19	19	2	0	2
障害者支援施設	40	34	0	0	0
共同生活援助事業所	186	160	2	0	2
自立生活援助事業所	2	2	0	0	0
地域移行支援事業所	25	22	0	0	0
地域定着支援事業所	22	19	0	0	0
児童発達支援事業所	203	181	16	0	16
居宅訪問型児童発達支援事業所	10	9	1	0	1
放課後等デイサービス事業所	303	277	18	0	18
保育所等訪問支援事業所	38	37	5	0	5
福祉型障害児入所施設	4	4	0	0	0
医療型障害児入所施設	5	5	0	0	0
計	2,289	1,971	91	0	91

(注) 対象数は、令和5年4月1日現在の指定事業所数です。

(3) 実地指導結果

実地指導を実施した91事業所のうち、82事業所に594件の改善指導等を行いました。

主な内容は、次のとおりです。

- ① 人員基準に関するもの 18件（3.0%）
- ・児童指導員等の配置が適切でない。
- ② 運営基準に関するもの 519件（87.4%）
- ・法定代理受領により給付費の支給を受けた場合に、利用者等に対し、給付費の額を通知していない。
 - ・感染症又は非常災害発生時における業務継続計画を策定していない。
 - ・セクハラ、パワハラ等を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。
 - ・利用定員を超えてサービスの提供を行っている。
 - ・障がい児の安全の確保を図るための安全計画を策定していない。

- ・感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
また、その対策を検討する委員会を開催していない。
- ・身体的拘束等の適正化を図るための指針を整備していない。また、その対策を検討する委員会を開催していない。
- ・虐待の発生又は再発を防止するための対策を検討する委員会を開催していない。
- ・苦情相談窓口の表示が適切でない。

③ 給付費の算定に関するもの 50件 (8.4%)

- ・身体拘束廃止未実施減算の要件に該当するにも関わらず、減算していない。
- ・児童指導員等加配加算について、算定要件を満たしていない。
- ・専門的支援加算について、算定要件を満たしていない。
- ・福祉・介護職員処遇改善加算に係るキャリアパス要件を定めていない。

なお、令和5年度実地指導等における、給付費の過誤調整（自主返還）による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額 (円)
7	16,355,863

(注) 令和6年4月末までに確定した金額です。

表8 障害福祉サービス事業に係る指摘件数（実地指導分）（令和6年3月31日現在）

指定施設・事業所	指摘項目	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費 の算定	その他	計
居宅介護事業所		1	83	4	2	90
重度訪問介護事業所		0	32	2	0	34
同行援護事業所		0	13	2	0	15
行動援護事業所		0	18	2	0	20
生活介護事業所		0	24	4	3	31
就労移行支援事業所		0	5	1	0	6
就労継続支援（A型）事業所		0	31	0	0	31
就労継続支援（B型）事業所		1	88	3	2	94
就労定着支援事業所		0	9	0	0	9
共同生活援助事業所		0	15	0	0	15
児童発達支援事業所		8	73	14	0	95
居宅訪問型児童発達支援事業所		0	6	0	0	6
放課後等デイサービス事業所		8	106	18	0	132
保育所等訪問支援事業所		0	16	0	0	16
計						
〔 実施 91 事業所 指摘 82 事業所 〕		18 (3.0%)	519 (87.4%)	50 (8.4%)	7 (1.2%)	594 (100.0%)

(4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた2事業者の6施設・事業所に随時監査を実施し、1事業者の4施設・事業所については、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

1事業者の2事業所については、継続して調査しています。

5 行政監査

(1) 県福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法及び「令和5年度児童福祉行政指導監査実施方針」により、児童福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

(2) 実施状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	対 象 数	実 施 数
県福祉事務所	4	0
児童相談所	6	0
市町福祉行政	29	29

(3) 指摘事項

市町福祉行政

監査を実施した29市町のうち、20市町に41件の指摘を行いました。
内容は次のとおりです。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① 児童福祉行政事務処理体制の状況 | 38件 (92.7%) |
| ② 要保育児童の把握状況 | 3件 (7.3%) |
| ③ 保育の実施事務処理状況 | 0件 (0%) |
| ④ 保育所等運営費の事務処理状況 | 0件 (0%) |
| ⑤ 入所施設措置費の事務処理状況 | 0件 (0%) |

表9 市町行政監査の指摘項目及び件数

(令和6年3月31日現在)

市 町	児童福祉行政事務処理体制	要保育児童の把握	保育の実施事務処理	保育所等運営費の事務処理	入所施設措置費の事務処理	計
児童福祉行政 実施14市15町 (指摘9市11町)	38 (92.7%)	3 (7.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	41 (100.0%)

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

6 公益法人等立入検査

(1) 公益法人の検査

子ども・福祉部が所管する5公益法人のうち、1公益社団法人及び1公益財団法人の立入検査を実施しました。

(2) 実施状況

(令和6年3月31日現在)

区 分	対象数	実施数
公益法人※	5	2
公益社団法人	1	1
公益財団法人	4	1

(注) 対象数は令和5年4月1日現在の子ども・福祉部所管法人数です。

※ 新制度の公益社団法人及び公益財団法人です。